

# 市民文教委員会会議録

平成25年10月8日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 12:04

## 【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について
2. 生活環境について

## 【 報告事項 】

1. 工事請負変更契約について (教育総務課)
2. 公用車による交通事故発生について (学校教育課)
3. 「新しいまちづくりに向けて(第1版)市民と行政が協働で創るまち～飯塚市のめざすまちづくり協議会～」について (まちづくり推進課)
4. 工事請負契約について (契約課)

---

### 委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

### 学校施設整備推進室主幹

8月6日に資料要求のありました、鎮西中学校区小中一貫校建設地調節池容量についてご説明いたします。お手元に配布させていただいております、A4サイズの資料に基づいて説明させていただきます。

今回の計画地におきましては、都市計画法に基づき福岡県都市計画課の指導を受け計画を行っております。計画地が水田から学校用地に変わることによりまして、雨水の流出量が増えることとなりますことから、下流域に水害の発生がないように計画敷地内に調節池を設置する計画としております。

調節池の計画規模につきましては、お手元に配布しておりますように30年に一度発生する確率年で計画し、降雨継続時間は、防災調節池設置基準により24時間とし、開発面積を4.2ヘクタールとして洪水調節施設の計算を行っております。その結果、必要な貯水容量が資料に記載しておりますとおり、計算結果での貯水容量として2,929立方メートルとなっております。今回の基本計画では、下の表にも記載しておりますとおり、洪水調節池の貯水容量を3,025立方メートルとしているところでございます。

なお、前回の委員会で質問のありました平成21年での花瀬地区の浸水被害につきましては、道路高が21.8メートルであり、浸水が概ね1メートル程度であったことから、標高として22.8メートル程度まで浸水したと推察できます。また、別に配布しております平成21年度の浸水資料では、当時浸水しました範囲を記載しておりますが、花瀬付近では花瀬橋西側の農地まで浸水しております。また、計画地におきましては、新大日寺橋西側の農地が浸水しておりますが、計画地は浸水いたしておりませんので、仮に平成21年度の浸水被害が出たとしても、学校敷地が浸水することはないと考えられます。

また、造成計画としましては、校舎等の敷地高が35.5メートル、体育館の敷地が33.5メートルとなっており、北側の道路の西側の道路高が34.89メートル、東側で32.05メートルとなっております。このことから、道路と敷地の高低差につきましては、西側で61センチ、東側で1メートル45センチとなり、基本的に道路から校舎敷地等への雨水等の流れ込みはないものと考えます。

今後は、実施設計におきまして、基本設計での調節池に加えメインランドを調節池として活用することも視野に入れ、関係課と協議しながらより一層の浸水対策を行い、浸水被害がないように設計を進めたいと考えております。

次に、飯塚市立幸袋中学校区小中一貫校建設工事設計業務委託プロポーザル審査結果報告書について説明いたします。お手元に配布しております報告書に基づいて説明をいたします。ページをめくっていただきまして1ページの「1.はじめに」でプロポーザル実施の主旨等が記載されており、「2.特定までの経過」で経過が記載されておりますが、4月26日の第1回選定委員会後、6月5日に予定通り募集開始の公告を行い、6月24日に6者から参加表明書等の提出があり、6月28日にはその内1者から辞退届がなされ、7月22日に技術提案書の提出、7月31日に第2回選定委員会、8月27日に第3回選定委員会を開催しております。

2ページの「3.設計者選定委員会」で3人の外部委員、2人の内部委員の氏名を記載しております。「4.審査経過」につきましては、第1回選定委員会から第3回選定委員会までの審議内容等を記載しておりますが、第1回で委嘱状の交付、実施要領、様式集の策定、評価基準等の策定を行い、第2回では参加表明書類の確認及びヒアリング審査についての審議、第3回ではプレゼンテーション及びヒアリングを行い、最優秀者及び優秀者を特定しております。

3ページでは、5で参加者の名前を記載しております。「6.審査結果及び最優秀者・優秀者の特定」で「(3)審査結果」のとおり採点の結果、最優秀者 株式会社 山下設計九州支社、優秀者 株式会社 久米設計九州支社となっております。

次に、「7.審査講評」ですが、「(1)全体講評」の後半に記載のとおり、提出された提案書は、実績による経験及び技術力に加え、意欲と熱意が感じられ、完成度の高い提案であり、参加者多数の場合は、ヒアリング審査において5者程度に絞り込むこととしておりましたが、いずれも十分な実績と実力を持ち備えた設計事務所であったことから一次審査において5者全てを二次審査の対象とすることとなっております。

4ページの「(2)個別講評」で、最優秀者及び優秀者の個別講評が記載されております。「8.おわりに」で、参加者が5者であったことから、5者ともに学校設計に豊富で安定した実績及び実力のある設計事務所であり当初の目的を達成できた旨などが述べられております。

また、別に配布させていただいております、A3サイズの技術提案書につきましては、1ページには業務実施方針等として、基本コンセプトや業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等が記載されており、今回の小中一貫校建設設計に対するテーマとして、2ページに周辺道路とのアクセスを含めた校内動線について、3ページに防災対策及び安全対策を含めた学校施設としての機能性について、4ページに学習環境へ配慮した工事ローテーションについて、5ページに建設費用及び維持管理費用の低コスト化についてとして、技術の提案がなされています。

なお、この技術提案で最優秀者となりました山下設計九州支社とは、本日契約を締結する運びとなっているところでございます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

鎮西については、水害の心配はないということで理解いたしました。それと1つお尋ねしたいんですけど、今回も幸袋のこういう計画ができておりますけれども、こういうのは地元にはどういう形で説明していくのか。その辺はどういうふうと考えられていますか。

学校施設整備推進室主幹

地元への説明としまして、今回の技術提案について、山下設計さんのほうが特定されたというところにつきましては、先週の金曜日になりますが、幸袋地区におきまして3会合同会議がございました。そこで報告をさせていただきました。幸袋地区の自治会長、また衛生連合組合、公民館の3会合同会議というものがございまして、その部分の中で今回のプロポーザルの技術提案の山下設計が特定されたという旨のご報告をさせていただいております。今後につきましては、地域で設置をさせていただいております、開校準備協議会というものがございまして、その場の中で、報告もさせていただき、また今後設計が始まりましたら、そういう開校準備協議会、また地元の説明会等で協議をさせていただきながら設計を進めていきたいというふうに考えております。

道祖委員

地元の意見を聞きながらやっていくということは、それで結構なんですけれど、ただなんでこういう質問しているかという、質問というよりお願いなんですけれどね。せっかくいいものをつくるから、公民館なら公民館、関係のある小学校、中学校、要は人がよく集まる地域の人たちにどんなものができるんですよと、それをいつ、こういうふうにこんな立派な学校ができるんですよと、いうようなことをやはりPRしていくことも必要ではないかと思うんですよね。せっかくつくるんだから、もう決めたのだから。そういうことをこの幸袋だけじゃなくて、やる以上はその各地区で関係者に広く、また地域に夢があるものじゃないですか。だから、そういうものに地域の人たちが希望が持てるというか、期待するものがあるような環境をつくっていただきたいなと。だれもが公民館をのぞいたら未来の地区の画があるというのが望ましいんじゃないかと思っていますので、その辺を配慮して、今後取り組んでいただきたいなと思いますのでよろしくお願いします。

委員長

他に質疑はありませんか。

江口委員

幸袋に関しては一般質問でもあったように、プロポーザルのやり方について批判がっております。その点については真摯に対応していただかなくてはならないと思っております。それとこの分を比較するとき、確認しておきたいんですけど、審査結果報告書の3ページの中の審査結果、ここに経済性とありますよね。B者が80点、E者が25点、あとは100点なんですけど、この採点については、もちろん当然のことながら工事をして実際にものをつくってもらうわけですから、ここの建てるためのコストは入っていると思うんですけれど、そういう理解でよろしいですか。

学校施設整備推進室主幹

3ページに記載をしております審査結果の中の経済性、価格評価につきましては、工事費用については含まれておりません。この価格、経済性につきましては、設計委託料、そしてその部分の見積もりを金額に応じて配点をさせていただいているところでございます。

江口委員

そうらしいですね。当初、私は入っているものだと思っていたんです。ところがお話を聞くと入っていない。これは何で入っていないんでしょう。当然のことながら、設計が終わればものが建つわけじゃないですよ。当然のことながら、建てるまでのコスト、それこそ最近言われているのはライフサイクルコスト、それを含めて経済性というんだと思うんだけど、そこが入っていないのはなぜなんでしょう。

学校施設整備推進室主幹

この経済性におきましては、実施要領の中に建設費用というものを別にださせていただいております。この金額に基づいた中で、実施要領を踏まえまして、この技術提案をさせていただいているところがございます。その部分の費用として経済性として判断をさせていただいている

中に入れていないところがございます。経済性としましては、この基本設計の金額だけを捉えさせていただいて、今回の採点というところをさせていただいているようになっています。

江口委員

私が聞いているのは、当然のことながら建物を建てる、そして使うわけですよね。そうすると建てる費用はかかるし、維持管理費用はかかるわけですよね。それがA者からE者まですべて同じわけではないわけでしょう。もちろん作り方が違えば、工事費は違うし、維持管理費用も変わってくるというのが当然の話だと思うんですが、やはりそこも含めて考えるべきだと思うんですが、なぜここは入っていないんだと思うんです。そういったことは、この実施要領という話があったけれど、他にやっているところがあるから、それを丸呑みするのかといったらそうではないわけですよね。もちろんベストだと思うことをやるわけです。そこは当然に考えるべきところだと思うんですが、どうですか。

学校施設整備推進室主幹

建設費用並びに維持管理コスト、その部分につきましては、あくまで建設費用として金額を提示してその中で建設をしていただくという中の設計というところで提示をさせていただいております。維持管理コストの部分につきましては、今後基本、実施設計を今後提出していただいております。関係課と協議をさせていただく中で、その部分についてランニングコスト等の部分は協議をさせていただきたいというふうに考えています。

江口委員

お聞きしますけれども、建築費用はおおよそいくらぐらいを予定しておられます。

教育部長

ただいまご質問の建設費用については、概算で40億円というふうの実施要領の中で提示させていただいております。それから先ほどからご質問のプロポーザルの経済性について建設コストを反映していないと申しますのは、あくまでもこのプロポーザルの目的が設計業者の選定でございます。もし仮に経済性に建設コストまで含めるとすれば、具体的な設計を実施した後でないと各者とも提案ができないと思います。そこまでの専門性ということになりますとプロポーザルで1銭もださずに、設計をやりなさいということになりますので、そこまでは求めるべきでないということから、今回の分の工事費については、一応40億円の範囲内で建設ができるものということでの条件づけだけにとどめております。しかし、あくまでもプロポーザルを実施する中で、それでは設計費用については無尽蔵に認めるのかということにもなりますので、こちらの方の一応予算額というものを提示をさせていただいて、その範囲で、各者がどこまで企業努力をされるのかという点の評価をさせていただいたということでございます。

江口委員

建築コストが40億円で、設計費用としてはこれでいくらぐらいですか。

学校施設整備推進室主幹

設計の費用としましては1億7950万5千円とさせていただいております。

江口委員

とするならば40億円だったら、それこそ5%かからないぐらいですよね、設計費用としては。ということを見ると、設計費用だけを見るのではなくてトータルのコストをきちっとにらんだ上で考えるべきだと思っています。それで、先ほど部長が言われましたけれど、プロポーザルでそこまで求めるべきではないと言うのであれば、それを含めた上でプロポーザルではない方式を考えるべきだと私は思っています。例えばそのやり方が違って、A者は40億円ぎりぎり積算をしたと。B者は38億円であったと。C者は36億円であったと。ところが設計費用は、逆にその努力をする分高くあがる。だけどトータルをすれば、36億円プラスの方が安く上がることもあるわけです。そこら辺のことに關しては、十分検討すべきだと思っています。これから先も同じようなプロポーザルという部分があるかもしれません。そういっ

たときに、設計費用だけをみて建築費用を考えなかったら、それこそ本末転倒な話になるかもしれませんので、その点については、しっかりと検討していただきたいということを申し添えておきます。それとあと、全然変わりますけれど、学校の再編にあたって、前々回ぐらいの委員会から、何度かお話をしておりますが、統廃合の手法をですね、地域の方々にきちんとお伝えをするのか。そしてまた保護者の方々からの意見をどうやって吸い上げるのか、また開校準備委員会でしたか、そういったものに対して、傍聴を認めるのか、認めないのか。そこら辺をきちんと整備をすべきだということを5月の委員会でお話をしたかと思えます。8月の委員会でしたか、資料が出てきましたけれど、とても非常に大ざっぱな、とても資料と呼べるものではないものが出てきたかと思っておりますが、今回も資料は何も出てきておりませんが、その点についてはどのようにになっておられますか。

学校施設整備推進室主幹

今委員のご指摘されました資料につきましては、内部で検討させていただきまして、今回の委員会等で資料の提出をさせていただければというふうに考えておりますが、中身につきまして地域の意見の吸い上げ方の部分につきましては、今ホームページ等でアップをさせていただいている分と、今後の開校準備協議会、そういうものの広報に際して意見等の吸い上げをする旨の記載をさせていただきたいというふうには考えております。資料の部分につきましては、また今後協議をさせていただきながら、詰めをさせていただければというふうには考えております。傍聴につきましては、まだすべての開校準備協議会の方には意見を伺っていないところでございますが、第一中学校の統合の部分につきましては、傍聴につきましては、今現在、通学方法等について大詰めの部分にもきているというような中で、新たにそういう方を入れて傍聴をしていただくということは、なかなか難しいというところで、その部分については了承をいただいているというところでございますので、傍聴できないというふうに考えているところでございます。

江口委員

傍聴ですよ。意見を聞くわけでもなく傍聴です。それが許されないというのはどうなんだろうねと思います。それと会議録については、すべてできて、もうあがっているというふうな理解でいいのか、そしてまた会議がありました。それからどのぐらいの期間で会議録をあげられるのか。

学校施設整備推進室主幹

会議録につきましては、要約という形で第一中学校区の部分につきましてホームページ上ですでにアップをさせていただいているところでございます。その他の協議会につきましては、随時あげさせていただきたいというふうに考えております。どの位のペースでというところでございますけれども、できる限り早い段階でまとめさせていただいてアップをさせていただければというふうに考えております。

江口委員

意見を聞くというお話なんですけれども、どういう会議がありました、どういう話になりましたというやつがきちんと伝わらないと、意見を言おうにも言えない。会議がありました、その会議録があがるのが、もうその次の会議、その次の会議の後であったら、結局無駄ですよ。その点しっかり考えていただかないと、それこそ形は聞くと言っておられるんだけど、現実には聞かないのと一緒というふうなことになりかねません。そして意見聴取の方法等々も含めて、先ほどは今回の委員会というお話でしたけれど、もうあれは5月の話です。もう今は10月です。5カ月経っているわけです。このペースでやっていたら、本当にそれこそあつという間に開校ですよ。一中に関しては、一中は26年でしたよね。それこそスピードを上げていただかないとならないと思っております。あと一中に関しては、私も道祖委員も何度かお話しした通学路についてです。その点についてはどのようにになっておられますか。

学校施設整備推進室主幹

通学路につきましては、学校と保護者の方の協議の中で決定をさせていただいて、その部分について学校のほうから広報するという形となっております。

江口委員

漏れ聞くところによると自転車通学はだめだというお話があったと、決まっていなくて話したんだけれど、私も道祖委員もだめだというお話を聞いている。だからそこら辺をきちんとやっていただきたい。あともうひとつ、私がお話をさせていただいたのはある意味その教育委員会の方で、三中と菰田中学校は一中と一緒にしてくれというお話をするわけでしょう。であるならば、そこに関してはきちんと教育委員会がリードして、学校に任せるとはなくてそういったところに関してはきちんと入って行って、こうやってやろうというふうなお話をすべきだと言う主張してはいましたが、それでも学校任せなんですか。

学校施設整備推進室主幹

通学の方法といいますか、自転車通学であったりと、基本的には徒歩通学ということでございますけれども、自転車通学そういうふうな方法につきましては、基本的に学校で決定をしていただく。そこそこの学校の実情、そういうものがございます。ですから、学校で基本的には決定をしていただくというところを基本とさせていただいております。

江口委員

ここに会議の会議録をいただいたんですが、その中に自転車通学について8月1日で自転車通学はなしということで考えを進めているが、もし途中で行き詰ることがあれば、また検討しないといけないというのがあるんですが、これ意外にこの調整会議の中であがってきたときはあるんでしょうか。ちょっとパラパラとしか見ていないので失礼なんですけど、お聞かせいただけますか。

学校施設整備推進室主幹

自転車通学の部分につきましては、今ホームページにアップをさせていただいている分の要約の部分について記載している部分は、その部分だけとなっておりますが、そのほかでもいつどういうふうな形で協議をしたというところまでの分は、ちょっと細かなところまでは記憶をしていないところでございますけれども、そのほかにも自転車通学の部分については、学校長の意見等も踏まえまして周辺の道路状況、そういうところを含めて難しいという中で、決定をさせていただいているところでございます。

江口委員

その自転車通学が難しいという理由はどんなものがあがっておられるんですか。

学校施設整備推進室主幹

自転車通学が難しいというところにつきましては、学校周辺の交通状況、そういうものがあるって安全性にやっぱり不安があるというところがございます。

江口委員

飯塚市内で自転車通学ができる学校はありますか。

学校施設整備推進室主幹

鎮西中学校と穂波西中学校でございます。自転車通学を認めております。

江口委員

鎮西も穂波西中学校も一中とそんなに大して変わらないのかなと思ったりするんですよ。前も言ったんですけど、三中に関してはサイクリングロードがありますよねというお話をしましたよね。そこが一番安全だと思っておりますが、その点についてきちんと考えた上でやっていただきたいということをお話しをしておきます。以上です。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

幸袋中学校区小中一貫校の審査結果報告書について、ちょっとお聞きしたいと思います。まずこちらの中で、選定委員会の方で審査結果のほうが出ておまして、山下設計株式会社のほうが今回、本日付けで契約もされるということですが、当然委員会の方でいろいろ話し合いがなされた上で、十分な慎重審議をされた上でこちらの方と契約を結ぶというふうな流れになっているかと思うんですけれども、こういった委員さんのお名前も上がっていますけれども、この選定委員会というのは公開といいますか、公の場できちんとどういった審議がされているのかというのは分かるようになっているのでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

今回の幸袋中学校区のプロポーザルの審査会につきましては、原則非公開という形で審査を進めております。その理由につきましては、やはり審査の内容、配点、そういうものについて、やはりそこを公にしてしまうと、公平性な判断が下せない、審査ができないというところがございますので、非公開とさせていただいているところがございます。今回、このプロポーザルの報告書、技術提案書につきましては、特定後ということでございますけれども、ホームページ上に公表させていただいております。技術提案書につきましては、最優秀、優秀者というところの2社のみ公表ということでさせていただいているところがございます。

永末委員

今おっしゃられたように、公表することによって、なかなか審議も進みにくいということもあるのかもしれないんですけれども、私ども報告を受ける側からすると、結局この配点表を見せられて、A者、B者、C者、D者、E者はだいたいこのぐらいの点数でしたよということで、審査委員の方はこういった方がされていて、大体ウエートがどのぐらいでというところで、結果が出てくるかと思うんですけれども、結局この数字上での審査結果しか見れないわけで、どういった理由からこの業者さんが選ばれたのかなというのは、やっぱりわからない状況になっています。やっぱり費用に関しても40億円というお話がありましたけれども、決して少なくない費用をかけることになってきておりますので、ここに関してそれこそこういったプロポーザルなのでそういった違いがあるのかもしれませんが、そういう審議会とか、なかには公開をされてしっかりと議事録等も残った状態で、後で読み返せるといいますか、そういったことをされている委員会もございますすよね。そこの違いかというのはなんなのですかね。

教育部長

プロポーザルの審査を非公開とする目的でございますが、これは一般質問の中でもご答弁させていただいたかと思いますが、あくまでも審査委員について非公表でおこなうといたうことにしておりますけれども、公平な審査のためでございます。審査委員を公表する、あるいは、例えば傍聴させることによって、そこで審査委員の顔がわかりますので、そうなる回数この審査会というのは開催されて審査を進めてまいりますけれども、参加業者さんの方からいろいろと審査委員のほうへお話があってもいけない。それでは公平な審査ができないだろうというような配慮の中から非公開とさせていただいております。しかもその行政の方の意向というのが強く反映をされてはいけないということから、これは飯塚市のプロポーザルのガイドラインでございますが、審査委員全体の構成の中で、行政出身の人間が50%を超えないように、人員についても配慮をすべきということもございます。そういうことから、こういうふうな非公開ということで、なんといいいますか、暗室の中でやっているというようなご心配があるかと思いますが、むしろ公平さを保つための措置でございますのでご理解をいただきたいと思っております。

永末委員

今のおっしゃられようとしている趣旨は理解しました。確かに委員会があっている最中にそ

ういう、直接それを公表してやっていくというにはなかなかやりにくい部分があるというのはよく理解できました。ただ、そういった趣旨でそういう規制をかけているということであれば、逆に言うと終わった後というのは、すべて公表されても問題ないかと思うんですけれど、終わったあとに議事録等を公表することはできないのでしょうか。

学校施設整備推進室主幹

議事録につきましては、すべて一言一句ということではございませんけれども、要約的な内容として要求がありましたら、情報公開に基づいての公開という形になります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

次に、生活環境についてを議題といたします。「バイオコークスの実証実験について」、執行部の説明を求めます。

環境施設課長

バイオコークスの実証実験について、ご報告いたします。

茨木市環境センターで行われましたバイオコークスの実証実験につきましては、去る9月24日に茨木市環境センターへ視察を行いましたので、ご報告いたします。

まず、今回のバイオコークス試験実施に至った経緯につきましては、地球温暖化防止の観点から、石炭コークスの使用を低減する可能性のあるものとして、大阪府森林組合で製造されているバイオコークスの燃焼効率実験を目的に実施されたものでございます。

試験実施期間は、平成25年5月31日から7月2日となっております。

今回のバイオコークスを石炭コークスの代替えとして使用できるかどうかの試験方法については、安定操業を目指し、ごみ処理施設の稼働中の炉にバイオコークスを10%から30%投入し、石炭コークス投入量の調整を行いながら炉内の燃焼状況を注視し、溶融物の温度により判定をされております。

また、試験実施にあたっての設備改造は特に行わず、以前使用していた副資材を入れる投入ホッパーを再利用し、供給ラインを一部改造して実施されております。

評価の方法につきましては、バイオコークスを投入することにより、石炭コークスの使用量を削減できたか。また、バイオコークスを使用しても、炉内を良好な状態に保てるか。具体的には、炉内状況から出湯出口からの溶融物の温度で判定をされております。

茨木市では、今回の試験結果データに基づく総合的評価につきましては、バイオコークスを投入することにより溶融物の温度が、商品化されるスラグを取るための必要温度とされる1430度を下回ったために、石炭コークス、通常ブランクコークスという言い方をしますが、を追加投入し、炉内状況を安定させて運転を実施しなければならなかったという状態になっております。

実証実験結果としては、バイオコークスの使用が石炭コークスの使用削減には繋がらず、石炭コークスの代替えにはならなかった模様でございます。

以上報告を終わります。

委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

9月24日に視察に行って、その結果を聞いてきたということで、結果としては代替となら



なかったという説明でありましたけど、前回の委員会ではごみは燃えたのかとお尋ねしたら、ごみは燃えましたということでしたけど、その時点では石炭コークスの再投入をやったということを知らなかったということで理解すればいいんですか。

環境施設課長

そのとおりでございます。

道祖委員

茨木の考え方は、代替エネルギーを使っていくことで二酸化炭素低減ということに取り組んでいこうということでやられておるんだろーと思いますけれど、茨木市においてその森林組合のつくったバイオコークス、いま持って帰られたやつだと思っんですけど、JFEに使用したバイオコークス並びに豊田自動織機で使われているバイオコークス、それはちゃんと資料が出ておりますので、それに比較して今お持ち帰りになったこの資料の相違はどのようなところにありますか。同じものなんですか。

環境施設課長

そこまで具体的な分析はいたしておりません。

道祖委員

それはおかしいですね。実証実験やりましたと、それはやられたんでしょうけれど、ただ、はじめから言っているようにJFEで使ったバイオコークスと同等のものを投入して同じ結果が出たのか、あなた方ははじめの説明では、炉の形状が違うということを言っていた。シャフト方式ですけど、炉の下のほうの形状が違うと。だけど投入されたものが違ったら、結果は違う結果になってくるんじゃないですか。ここに近大の実験者が来て実験のデモをしていただきました。あれを見ていて、見ておられるから、おわかりかと思っんですけど、材料を粉碎するんですね。粉碎密度がどれぐらいだったか、こういうことについて調査をされていますか。

環境施設課長

そのバイオコークス、持ち帰った分につきましては間伐材でつくったということは伺っておりますが、具体的にバイオコークスについての比較・検証についてはいたしておりません。

道祖委員

ただ行ってきてね、できませんでしたと、結果はね。実証実験、実験なんですよ。実験のあり方を確認しとかなないと、例えばですね、バイオコークスはもみ殻でもやっているんですよ。それを投入したらですね、もみ殻の性質と間伐材の性質、全然違ってくると思うんですよ。いま飯塚でお願いしたいのは草木、そういうやつですよ。そういうやつでやった場合はどうなのかとかいうことを確認しないとね、茨木でだめだったからだめだと、使えませんか、それは実験になってない。粉碎密度がどれだけか、圧縮強度がどれだけか、それと大きさによって重量が違う。あなた方が言っている着底しないから云々と言うと、重量を圧縮密度上げてですね、密度を高める。圧力をあげてすると、それなりに重量が上がってきます。それで投入した場合は結果は違ってくるんじゃないかと思っんですけど、そういうことについて視察に行った先で確認いたしましたか。

環境施設課長

今回の視察につきましては、いま実際に大阪の森林組合から製造されたバイオコークス、議員さんのお手元にありますが、それを使用した結果、実際に茨木市でどうなのかというところについて今回視察に行ってまいった状況でございます。

道祖委員

茨木市としてはですね、今後ですね、今回やった結果をもってすべて二酸化炭素低減、石炭コークス代替エネルギーに対する取り組みをやめると言っていますか。

環境施設課長

今回のバイオコークスの取り扱いにつきましては、現在のところ考えていないということで

お話をうけたまわっております。

道祖委員

飯塚市は、私いろいろこの1年間ずっと提言してきてですね、現実的にJFEの溶鉱炉で使われている、豊田自動織機で使われている、これ鑄鉄ですよ、鑄鉄関係も1千何百度か上がるはずですね。そういう実態を提示しながら、新日鉄としては茨木のそこを使うから、それを見た結果、云々ということでありましたけれど、私から言わせればですね、実証実験になってない。あなた方はいま言ったようにJFEとか豊田自動織機の投入されているものについて調査されてない。それじゃあ、何の実証実験の結果を見てきているのかということなんです。できないものという前提で物事に取り組んでいくのか、できようとして、二酸化炭素低減を行おうとして取り込んでいくのか。こしまえが違うということ言いたいんです。いま言ったことだって、あれでしょう、粒度の話、圧縮強度の話なんて全然考えてないでしょう。それによって違ってくるとは思いませんか。

環境施設課長

この前、私も近畿大学のほうで実際に製造過程を見させていただいております。その実証実験の中で、ものによってですね、それぞれの発熱量等々が変わってくると、それから草についても30%以上あったらバイオコークスにならないということで、その実際の、いま質問議員おっしゃったように、原材料、バイオコークスをつくるものによってですね、それぞれカロリー等は変わってくるのではないかとというふうに考えております。

道祖委員

今度は委員会で恵庭市に行きましてですね、近大のバイオコークス研究所の視察をするようになっております。担当部署の方も行かれるんでしょうけれど、確認されたいと思いますよ。と言いますのは、バイオコークスは何でもできるんですよ。米のもみ殻、繊維からでもやろうと思ったらできるんです。だから、どれだけの品質を求めるか、品質管理をどうするかによってですね、利用が変わってくるわけです。わかります。1,000度以下で燃やすならば燃やすところに使う。用途を別に分けてやっていけばできるわけです。私が知っている限りは、あなたはもうそういうふうに聞いているということですから、改めてですね、もう1つあなた専門だからお尋ねしますけれども、石炭コークスの熱量、それと密度とか圧縮強度とかそういうやつを、手元資料として石炭コークスとは何ぞやというのがちゃんとありますか。

環境施設課長

今回のバイオコークスにつきましては、密度が1.3、それから石炭コークスにつきましては密度が1.0というふうに、今のところ私の手元のデータではなっています。

道祖委員

そのときに重量がどうであって、形状、大きさがどれぐらいでとかというようなことをですね、石炭コークスが持っているものと、それを目的にする、目標にするバイオコークスのあり方というのはどうあるべきだということを、何か資料として持っていますか。

環境施設課長

今回、実証実験されましたバイオコークスにつきましては、揮発分が85%、それから固定炭素が18.6%、低位発熱量が25,800、密度が先ほど言いました1.3でございます。通常コークスにつきましては、揮発分が0.4、固定炭素が88.7、低位発熱量が29,450kJ/kg、密度が1.0となっております。今回、茨木市のほうで間伐材のほうのある程度カロリーの高いバイオコークスを用いまして実証実験をされたら、長さが、計上が10センチということで、今回の実証実験につきましてはバイオコークスが炉下部部分で、先ほど言いましたように揮発分が多いという状況の中で、そこで熱量をとられることにより、出湯温度、炉内温度がある程度低下した中で、出湯温度が下がったというふうには伺っております。

道祖委員

だから、また振り返しになるかわからないけど、あなたが初めから言うように新日鉄の炉はJFEと違って着底ないし、新日鉄はそう言っているんですよ。じゃあ着底するためにはどうするのかという話を、どういう形で調べていますかということを行っているんです。

環境施設課長

今回の、あくまで私の私見でございますが、着底してですね、コークスと同じような条件を整えるためには、ある程度揮発分のパーセントをある程度下げる方法も1つ考えられるんじゃないかというふうには考えております。

道祖委員

改めてですね、先ほど言いましたように委員会では今度視察してまいります。私はこの話を1年前からやっているのは、近大の教授と話をしながら二酸化炭素低減ということと、石炭コークスの価格との関係ということで提案してきております。今度は実証実験としてはそういう結果が出ましたけど、ただその実証実験のあり方についてね、要は正しいやり方だったのか、とりあえずしてみたというような感じしか受けないんですよ。勝手な感想ですけどね、もう少し詰めたやり方があるんじゃないかと思っていますので、これはこれなりに自分も茨木のほうに行ってですね、確認をして、森林組合等とも確認させていただき、大学の教授とも話を確認させていただきまして、そして改めて調査結果をまとめて、自分の意見として再度述べさせていただきますけれど、言っているとおり可能であるならば、二酸化炭素低減でやれるということならば、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。実際に企業としてもやられているところがあるのは事実ですから。あなた方は行政で調べられるものだったら、豊田自動織機のほうに、私はその大学教授を通じておそらく調べることができると思うんですよ、JFEとも。あなた方はあなた方で調べてください。そうしないとね、一方的に言ってもこれはいけないと思いますので。そういうことで、きょうはここでこの報告に対しての質問は終わりますけれど、そういうことで要望して終わっておきます。

委員長

他に質疑はありませんか。

上野委員

今、ご説明をはじめにいただいたところの資料が全くないので、あの要点を書かれた分と、あと今ご質問の中で茨木で使われたバイオコークスの品質とか、価格とか、メリットとか、デメリットとかいうのも含めた中で、資料を作成いただけますならば、次回ではなくて、ほかの人がいないなら委員会ではなくて結構なので、個人的にボックスにでも入れていただければいいかなと思うんですが、委員長においてお取り計らいをよろしいですか。

委員長

資料要求ですか。

上野委員

ほかの方がいないなら個人的にもらえば結構ですが、一応諮っていただいてもいいですか。

委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま上野委員から要求があります資料は提出できますか。

環境施設課長

提出できます。

委員長

お諮りいたします。ただいま上野委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部の資料提出を求めます。すぐ出ます。

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 55

再開 10 : 56

委員長

委員会を再開いたします。

上野委員

お願いですけれど、もうずっとこの委員会でもバイオコークスのことの話がでているので、行政として、今の報告を聞いてもですね、やりたくないんだよというのは、前提にあるようなご答弁に聞こえるんですけど、本当に前向きに考えるのか、また実施するのであればこういう条件がクリアできれば実施できますよというのをまとめていただいて、できれば早めに委員会の方で報告をいただければなというふうにお願いします。

委員長

お願いでいいですか。他に質疑ありませんか。

( な し )

次に、「明星寺地区ごみ埋立地に係る周辺地下水の調査結果について」執行部の説明を求めます。

環境対策課長

明星寺地区ごみ埋立地に係る地下水の調査についてご報告いたします。

明星寺地区のごみ埋立地につきましては、合併前の相田地区にありました旧清掃工場のオーバーホール期間中に処理出来なかった一般収集ごみ等を、平成元年の2月から3月にかけて埋め立てております。

また、埋め立て当時から、地下水への影響調査をしてこなかったことから、地元とも協議を行いまして、お手元に位置図を配布しておりますが、埋め立て箇所の下流域で、隣接する市の土地に、昨年11月に地下水の採水用井戸を設置し、翌12月に環境基本法に定める「地下水環境基準」の28項目について調査を行っております。12月の調査では、鉛、ひ素、ふっ素及び塩化ビニルモノマーが検出されましたが、いずれも基準値未満で、この件につきましては、本年2月の本委員会で報告しております。

今回の報告につきましては、平成25年度の定期調査として、本年6月に行ないました調査で、資料の2枚目に地下水調査結果を添付しておりますが、中ほどの6月の調査結果のとおり、鉛が基準値の1リットル当たり0.01ミリグラムに対し0.025ミリグラム、2.5倍、ひ素が基準値の0.01ミリグラムに対し0.011ミリグラム、1.1倍となっております。このため、県の嘉穂鞍手保健福祉環境事務所環境指導課と協議した結果、基準値は、地下水で言えば人が生涯飲み続けても、健康に被害を及ぼさない濃度を基準としていることから今回の数値での健康被害は考えにくいこと。また、鉛、ひ素、ふっ素は、その土地の土に含まれる自然由来のものも多いため、汚染物質の拡散防止を目的とする土壌汚染対策法では、地下水に溶け込む重金属の濃度を純粋に調査するため、ガイドラインではろ過することを定めており、再調査はろ過した水と濁った原水の両方で行なった方が良いとの指導を受け、本年8月11日開催した住民説明会の中で、6月の調査結果と再調査について説明を行い、8月末に再調査を行った結果、資料の右側になりますが、ろ過した水では、鉛、ひ素とも測定限界値以下で検出されず、また、ろ過しない水では、鉛が検出されましたが、環境基準値未満となっております。

今回の調査結果につきましては、6月の調査では採水した水がかなり濁っていたことを確認しており、採水日の2日前に飯塚市で約100ミリの降雨が観測され、井戸周辺の土砂等が井戸に流れ込んだ影響と考えております。

また、その後、県とも再度協議した結果、6月に検出された濃度でも人への健康被害は考えにくいことから、今後も引き続き調査を行い、監視してまいりたいと考えております。

ただ、健康被害の恐れがないとした中でも、地域住民の方の不安もございますので、現在、埋立地周辺の井戸水検査を行なうことで地元自治会と調査箇所等について調整を進めております。

以上簡単ですが、明星寺ごみ埋立地の地下水調査についてご報告いたします。

委員長

質疑を許します。質疑はありませんか。

上野委員

地下水の調査はわかるんですけど、根本的にこれはどういうふうな解決をされようと思っているのか、教えてください。

環境対策課長

明星寺の埋立地の環境調査につきましては、現在当初予算でごみ埋立地の内部を調査することで予算を計上いたしております。ただ現在、地権者と弁護士を通して協議を行っておりますけれども、まだ合意に至っていないのが現状となっております。

上野委員

調査ができないという現状ですか。合意ができていないというのは、調査が今の段階でできないという現状だと理解しますが、根本的にこの再調査を続けていかれるということは周辺住民の方の不安もあるんですが、不安を取り除くために、例えばごみを全部とるだとか、シャットアウトするだとか、そんな方法があるのかないのか分かりませんが、飯塚市としてはこの不安を最終的に解消するために、水質の調査以外の根本的な解決策はお考えになってあるのでしょうか。

環境対策課長

ご質問の件につきましては、明星寺のごみの埋め立てに関する件そのものだと思いますけれども、一般質問の中でも答弁を何回かいたしましたけれども、現在、このごみの埋立地に係ることについては、現在の地権者の方からこのごみの撤去とごみの埋め立てによる土地の汚染に係る補償と、これにつきまして、現在弁護士を通して市のほうの顧問弁護士も含めて争訟中となっております。また、詳細については弁護士を通しての協議中ですので、この場での発言はちょっと控えたいと思いますけれども、市の基本的な方向性としては、これまでは当時、平成元年にごみを埋め立てたときの地権者の方と市の職員の方の説明が異なっている。つまり、生ごみだけを埋めるという条件の中で、市はいろんな一般ごみに含まれるごみを一緒に埋めてしまった。ビニール袋も当然入っているということで、その辺の確認が、今文書等がございませんのでできない状態となっております。そのようなことから、明星寺のごみ埋立地につきましては市の方向性としては、撤去する方向で検討したいということで弁護士を通して相手方にも伝えております。ただ、その協議がまだ合意に至っておりませんので、そういう状況ということでご理解をお願いしたいと思っております。

上野委員

訴訟を起こして裁判中という理解をされていていいですか。

環境対策課長

現時点では裁判には至っておりません。申し立てが行われて、今弁護士を通してですね、協議を進めているという状況でございます。

委員長

他に質疑はありませんか。

永末委員

一番最初の答弁の中の最後の方で、この調査箇所を地元、自治会と話し合いながら、また今後も調査を続けていくというふうな回答で終わっていたかと思うんですけど、住民説明会のほうに私も参加させてもらっていたんですけど、住民の方のほうから調査箇所が今回図面を出

していただいていますけれど、少し埋め立て箇所から離れていますよね。この周辺で調査をしてほしいという話が出ていたと思うんです。特に、この埋め立て箇所の上流部と下流部で直接それを採取して、その違いをというふうな話があったかと思うんですけれど、そのあたりの検討も前向きに進んでいるということによろしいでしょうか。

環境対策課長

今ご質問の件につきましては、ごみを埋め立てた土地に隣接して、ちょうど里道がございますので、そこの上流側と下流側に井戸を設置することで検討は進めております。ただ、そこに入っていくまでの取り付け道路というか、道路が今現状では整備されておられませんので、その辺も含めて現在検討をしております。

永末委員

結局、調査箇所に入って行く道がないとなると、当然この箇所のすぐ下というのはある程度開発が進んでいますので、土砂の採取とかは終わっていると思うんで、平地にはなっていると思うんですけれど、このあたりを活用させていただくというのは難しいのですか、調査において。

環境対策課長

現在、埋立地のこの図面で申しますと右側になりますけれど、今言われています平らな土地のところですが、ご承知かもしれませんが、メガソーラー発電の事業が今進められておまして、土地が第三者の方に売却されて、そういうことで今進められておりますので、そちらの方から搬入は難しいということで今考えております。ただ先ほど言いました、里道がございますけれど道路としての整備がされておられませんので、その辺をどうやって中に機材を持ち込むかということも含めて、先ほど言われました埋立地の上流側と下流側に井戸を設置することを内部でも今検討を進めております。

永末委員

その調査というのは、どの程度の調査なのかは分からないんですけど、そんなに大がかりに道をしっかりつくってやらなくてはならないような調査なんではないでしょうか。

環境対策課長

調査につきましては、埋立地の上流側と下流側に不透水層の岩盤に達するまで同じように採水用の井戸を掘りまして、そこから水をくみ上げて調査をするということになりますので、どうしてもボーリング用の機材あたりを中に、やぐらあたりも含めてですね、持ち込む必要があるというふうに考えております。

永末委員

検討していただいているということですので、ただ地区の住民の方からも強い要望があがっているかと思っておりますので、メガソーラーの事業者さんがあって、その周辺に里道があって、その取り付け道路の問題とかがあるということですが、ぜひ住民からの強い要望があがっているかと思っておりますので、早期の対応をお願いしておきます。

委員長

他に質疑ありませんか。

( な し )

その他全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から4件について、報告したい旨の申し出

がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

教育総務課長

工事請負変更契約について、ご報告いたします。別添資料、工事請負変更契約報告書をお願いいたします。大規模改造工事につきましては、年次計画に基づき計画的に実施し、5000万円以上の工事については、当委員会へ報告を行っているところですが、平成25年度大規模改造工事のうち、飯塚小学校大規模改造(その2)工事ほか3件の工事につきましては、外壁の劣化、破損、束石の風化など、設計時には判断できなかった箇所について、工事着工後、補修部分の個所、面積の増加の必要がございましたので、変更契約を行い、対応しましたので報告するものです。

なお、資料の3番目の鯉田小学校大規模(その2)工事のなかで、中庭小鳥小屋については、腐敗が著しいため、来年度の改造工事において取り壊しの計画でございましたが、本年度、民間団体ライオンズクラブからハーブ園の造園申し出があり、小屋の跡地に整備するため、本年度繰り上げて取り壊し工事を実施するものです。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

上野委員

4つとも、外壁改修工事に伴って再調査を行ってあるんですが、これは誰が再調査をされたんですか。

教育総務課長

まずはじめに、工事発注につきましては設計の段階で設計依頼をしております都市建設部の方が設計を依頼し、入札後業者決定を行ったわけでございますが、工事をするにあたりまして、設計時、外観ではわからなかった壁、床等の工事等で業者より、都市建設部、施工管理部長への相談がありまして、内容を確認したうえで変更契約を実施しているところでございます。

委員長

確認は。

教育総務課長

施工業者でございます。失礼いたしました。確認は都市建設部でございます。

上野委員

すると、設計の段階で見つからなかった外壁の劣化、破損が原因で増工というか、増額になっているんですが、行政が支出すべき金額、お金なんですかね。というのが、設計時のミスなんじゃないかなと僕は思うんですよ。確認しておきますけれど、設計したのは行政じゃなくて、業者なんですか。

委員長

答えです。

教育総務課長

先ほど申しましたように、教育総務課の方から設計等につきましては、都市建設部、建築関係では建築課の方に依頼します。大きな工事につきましては、それを外注というような形の設計、必要においては建築課の方で設計というような形で設計を行っているところでございます。

教育部長

今のご質問の件につきましては、全工事ともに設計委託を実施しております。それで、当初設計の中に含まれていない部分のいわゆる補修工事が必要になってまいりましたので、それ

を改めて担当しております建築課のほうで検討し、工事のほうを増工ということを行わないと改修工事の効果があらわれないということになりまして、増工をさせていただきます。ご指摘の点については私どもも非常に多いし、その設計の段階でなぜわからなかったのかというような疑問も抱いております。この件につきましては、十分今後の工事については建築課の方とも協議をし、このような追加工事ができるだけ少なくなるように善処してまいりたいと考えております。

上野委員

増額の責任の所在をはっきりしてほしいということで、今後よろしくをお願いします。あと1点、3番目なんですがご説明があった鳥小屋の取り壊しの解体工事、これは単体でいくらくらいなんですか。金額的に。

教育総務課長

すいません。手元にちょっと詳細の設計書は持ってきておりませんが、面積が15平米で、80万円程度だったというふうに記憶しております。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車による交通事故発生について」の報告を求めます。

学校教育課長

公用車による交通事故発生について、ご報告いたします。

お手元の資料をご覧ください。当該事故は、平成25年8月21日、水曜日、午前11時ごろ、学校教育課職員が打合せのため福岡市内の関係先を公用車で訪問途中、路上左側に駐車していたトラックを避けて通行しようとしたところ、トラック直前の左側にある駐車場から、左右確認を十分せず道路に出てきた相手方車両を避けることができず、公用車の左フロントバンパーと相手方右フロントバンパーが接触し、双方の車両が損傷したものです。

損害の状況につきましては、市側が車両の左フロントバンパー等の損傷。相手方は車両の右フロントバンパー他の損傷となっております。なお、市側・相手方ともに、人身損害はございませんでした。

また、この事故に係る損害賠償につきましては、市側2割・相手方8割の過失割合で示談交渉を行っておりますことを、この場で併せてご報告いたします。

今回の事故は不慮の事故ではございますが、今後このような事故が起こらないよう、車両の運転については更に安全を確認するよう、当該職員に対し注意をいたしました。また、他の職員につきましても、安全運転への注意喚起を行ったところではございますが、今後も機会あるごとに安全運転の確認を行い、再発防止に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「新しいまちづくりに向けて(第1版)市民と行政が協働で創るまち、飯塚市のめざすまちづくり協議会について」の報告を求めます。

まちづくり推進課長

報告事項「新しいまちづくりに向けて(第1版)」について、ご説明をいたします。

先の市民文教委員会におきまして、「飯塚市のめざすまちづくり協議会」の冊子に関する概要を報告しておりました。この度、まちづくり協議会の代表者会議や各々協議会との十分な意



見交換を行いまして、内容がまとまり、「新しいまちづくりに向けて（第1版）」として冊子を作成いたしましたので、本日は、その内容をご説明させていただきます。

それでは資料の1ページから2ページをお願いします。ここでは、まちづくり協議会の設立に至る背景等をまとめています。時代の変化や地域が抱える課題がある中で、それを解決していくためには多様な担い手による協働が必要とされることから、まちづくり協議会の設立につながっております。

3ページから4ページをお願いします。これは、まちづくり協議会の理念及びまちづくり協議会と行政がすすめていく内容をまとめたものでございます。

3ページの2-1をお願いします。そこにまちづくり協議会の基本理念を2つ掲げております。内容は先の委員会でご説明したとおりでございます。

5ページをお願いします。ここから10ページまでは、先ほどのまちづくり協議会の基本理念の確立に向けて、まちづくり協議会がすすめる内容をまとめております。

5ページの3-1をお願いします。ここにはまちづくり協議会の位置づけを記しております。この内容につきましても先の委員会でご説明したとおりでございます。

3-3をお願いします。これは、まちづくり協議会への参画団体を示しております。まちづくり協議会への参画は強制ではございませんが、ここに示した団体はなるべく参画していただきたいと考えております。また、これ以外の団体につきましても、地域の状況に応じて自由に参画できるものとしております。

3-4をお願いします。これは、まちづくり協議会が行う事業、活動の参考例を示しております。

6ページをお願いします。これは、まちづくり協議会の活動の流れを箇条書きでまとめたものでございます。この内容につきましても先の委員会でご説明したとおりでございます。

7ページをお願いします。これは、まちづくり協議会と参画団体の関係イメージの参考例を示しております。

8ページをお願いします。これは、6ページのまちづくり協議会の活動の流れの中にありますまちづくり計画の概要をまとめたものでございます。

9ページをお願いします。これは、自治会とまちづくり協議会の役割分担の例をまとめたものでございます。自治会とまちづくり協議会の活動内容は類似した内容が多いため、一つの例として示したものでございます。

10ページをお願いします。これは、5ページから説明してきましたまちづくり協議会の活動の全体イメージを示しております。地域内の課題を整理する中で、行政と協議し、課題解決に向けて取り組むもの、各団体の連携または従来の活動で解決していくものに分ける流れになっております。いずれの場合であっても、まずは地域が出来ることは地域で行っていただき、行政に提案・協議すべき内容は適宜協議していく中で、自助、共助、公助による課題解決への取り組みを行っていただき、最終的に課題解決につなげていくとしてまとめております。

11ページをお願いします。ここから15ページまでは4ページのまちづくり協議会の基本理念の確立に向けて、行政がすすめる内容をまとめております。

4-1をお願いします。市の支援体制として、まずは地域向け補助金の統合でございます。この内容につきましても先の委員会でご説明したとおりでございますが、参画団体及びまちづくり協議会の理解を得て、地域向け補助金を可能な限り統合し、交付していきたいと考えており、補助金所管課及び交付先の団体等のご意見をいただきながら調整をすすめているところでございます。

11ページの中央部分に、統合を検討しております補助金の一覧を挙げております。

なお、交付されたまちづくり協議会補助金（仮称）は、各団体の従来どおりの活動に充てていただくことも可能としておりますが、複数の団体で類似事業がある場合、事業の見直しや新

たな事業を検討する中で、一定割合の補助金を別の事業に充てていただくことも可能とする等、まちづくり協議会でより適切で有効な予算配分ができるようにしたいと考えております。

12ページ上段のまるをお願いします。先ほどご説明しました、まちづくり協議会補助金（仮称）とは別に、新たな補助金としてまちづくり協議会の事務費及びまちづくり計画に掲げた課題解決や地域のニーズに応じた事業費について支援していきたいと考えているところです。

12ページのイメージ図につきましては、地域向け補助金の統合について、イメージとしてまとめたものでございます。

13ページをお願いします。これは地域向け補助金の統合について、今年度を含めて平成27年度までの3カ年の流れをまとめたものでございます。

14ページをお願いします。これは地域向け補助金の統合以外の市の支援体制を示したものでございます。その中で、4-2の地域担当職員制度につきましては、先の委員会でご説明しておりますが、現在関係課と調整を行っております。

15ページをお願いします。これはまちづくり協議会の基本理念を基に、5年程度をひとつの目途としながら、活動初期、活動中期、活動醸成期として区分し、それぞれの時期における将来像をまとめたものでございます。

最後に16ページは、冊子作成にあたりまちづくり協議会の方々から貴重なご意見を頂く中で、まとめとしておわりにという文を記載したものであります。

まちづくり協議会は設立されて日も浅く、それぞれの活動はまだ始まったばかりです。また、各地域の歴史や地域性は異なっており、それに伴う課題等は様々でございます。

行政は、行政が果たすべき役割を遂行しながら、まちを良くしていきたいという各地域の方々の思いを支援し、これからも、地域の皆さんと行政が、お互いに知恵を出し合いながら、地域の特性を活かした協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

要点のみではございますが、以上が「新しいまちづくりに向けて（第1版）」の概要でございます。

今後、この冊子を基に、まちづくり協議会の活動等について、まちづくり協議会に参画されている方々をはじめ、市民の皆さまへの周知に努めて参ります。

また、職員に対しても、研修等においてこの冊子を示し、まちづくり協議会についての理解を深め、協働のまちづくりへの行動を進めてまいりたいと考えております。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

市の関わりというのが11ページから書かれておりますけれど、12ページの中にですね、これはお金の流れのようでありまして、よく分からないのは今の公民館の位置づけというのが何も書かれていないよね。この組織図にしても。例えば、12ページもしかりだけれど、7ページのまちづくり協議会、これに地区の公民館はどういうふうに関わりを持つのか。それとこれは随分前に一般質問でありましたけれど、公民館は中央公民館の下にあって、生涯学習課の担当になるんですかね、ですよ。指揮系統の話です。それと各公民館には今、職員が配置されていますよね。それは生涯学習課じゃなくて、おたくの方の職員になるのかな。だから公民館が指揮系統が2つあるということで動いてきていると思いますけれど、その辺はどうなってくるのか。

まちづくり推進課長

まず、地区公民館の関わりでございますが、各12地区まちづくり協議会の拠点地区として考えております。それと中央公民館の職員の位置づけということでございますが、現在中央公民館が正ということで、まちづくり推進課の併任ということで職員が位置づけされているとこ

ろでございます。

道祖委員

だから実態はわかるんだけど、2系統でしょうと言ったら2系統ですという答弁よね。公民館は拠点となるんですよということでしょう。じゃあ、拠点になって職員が別系統で入っていると。おたくから言えばおたくから配置されている職員が、指揮下にあるからそちら中心になっていくんでしょうけれども、実態はですね、教育の関係の生涯学習課の指揮下にある、中央公民館の指揮下にある公民館ということで、そこの指示命令に従って行動するということになりますよね。そのところが曖昧なんですよ、地区は。そこは行政がちゃんと指揮命令を統一にして、話し合っただけで地域に落とし入れてくれれば問題ないんですけども、そういうことになっていますか。

まちづくり推進課長

位置づけのことなんですけれども、まずは今併任でおります職員につきましては、当然、社会教育、公民館の事業も担っておりまして、併せて地域コミュニティの担当、私どもの所管の併任をしております。私どもの所管課としましては、地域とのパイプ役としてつながっていただきたいというふうに考えておりまして、併せて併任されている職員につきましては、社会教育部門とは別に、そのような会議を設けまして、意思疎通を図っておるところでございます。

道祖委員

よくわからないですよ。じゃあ、2人職員がいます。序列はどっちが上なんです。地区公民館に公民館長がいます。主事がいます。市の職員が1人配置されています。この力関係はどういうふうになるんですか。1つの組織ですから指示命令の権限とかそういうのはどうですか。地区の館長のほうが上なんです。それともおたくの職員のほうが上なんです。まちづくり協議会をやっている。

まちづくり推進課長

決裁規定の中では、館長の方が上にございまして、まちづくりの中におきましては、併任職員が担っておりまして、館長、主事等と一緒に取組んでいくという形になっております。

道祖委員

行政はそれでいいかもわからないけれど、地区で活動していたら悪いけれど、やっぱり地区は館長が上だと思っているんですよ。思っていると思いますよ。何でも館長に相談しながら、横に主事とおたくの職員さん、係長が何かの立場でいらっしゃる。それで一緒に動いているけれど、いざといったときにやっぱり館長が地区の公民館の責任者なんですよ。その辺をやっぱりはっきりしとかなないと、いざ何か動くときには非常に困るんですよ。例えば、まちづくり協議会の中でいろいろ行事が出てくるでしょうけれど、防災のことやら、いろいろ地域は地域でですね、取組まなくちゃいけない面がある。そのときに組織形態としてどういうふうな形で取組んでいくかとかいうときに、今のようなこのときはあなたが上、このときは私が上よみたいなことだったら地区はまわっていかないと思うんですよ。その辺をはっきりやっぱりおたくの課と教育委員会と話をし、まちづくり協議会はどうあるべきかということね、やってももらわないと地域は非常に大変ですよ。人間関係がうまくいっているところはいいですよ。人間関係がうまくいってなくて、俺のほうが上だといって公民館長に指示命令しようと思ったらできるわけですよ、おたくの答弁では。だけど実際にそんなことをしよったら地域はガタガタになりますよ。と私は思いますので、その辺は整理していただきたい、ちゃんとね。まちづくり協議会をする以上は、教育委員会とよく話しをしてどうあるべきか、市のほうでちゃんと考えてください。それともう一つですね、まちづくり協議会は公民館が拠点になりますよね。館長の存在というのは、私は大きいと思うんですけど、事務局やらを担っていくと思いますんでどうしてもね。思いますけれど、あなたは どう思います。

まちづくり推進課長

私の意見ということでございますけれど、まちづくり協議会は……

委員長

課長個人の意見では。

まちづくり推進課長

まちづくり推進課としての意見でございます。失礼しました。まずは、まちづくり協議会の自主、自立性を尊重していくところなんですけれども、実際まちづくり協議会ができ始めてさまざまないろんな問題があります。これには公民館も積極的に関わっていかなくてはいけないと考えております。なかには公民館長が退職された後に、まちづくり協議会の事務局長として関わっておられるところもございますので、そのような形もでてくるのではないかなと思っておりますけれども、まちづくり推進課としましては事務局長というよりもそれを支援していく立場で取り組んでいただきたいというふうに考えております。

道祖委員

それですね、ちょっとこれはお願いなんですけれど、今課長がご答弁しましたけれども、まちづくり協議会が発足してまだまだ問題があるということです。それで、今地区の館長は公民館長は大事な職だと思うんですよね。それが任期が終わりましてまちづくり協議会の事務局長等になっている、役になっているところもあるというのは承知していますよ。ただ、地域からすればまちづくり協議会とその公民館が一体となってどうしてもやってもらいたい。いくほうが、できたばかりだからですね。ここ何年間かそういう活動が必要になってくると思うんです。ところが足かせになっているのが、公民館長というのは職員じゃないですよね。地域から推薦された方々が公民館長になっていると。そこで活躍してもらって体力的にも知力的にも十分に能力があるのに、65歳で駄目ですよというふうになるんですよね。これがですね、やっぱり地域によっては問題があるところもあるのではないかという意見を聞いているんですよ。それで、できれば今は過渡期ですから、ある程度地域が推薦するような人であるならば、1、2年、うまくまちづくり協議会が回るような環境づくりを整えるためにも、体力知力がある方は65歳でスパッときるのではなくて、なんらかの延長というような工夫をね、すべきじゃないかと思えますけれど、そういうことが可能かどうか、考えていくべきではないかというには私は思いますが、人事の問題でいいますと担当課は答弁できないでしょう。部長も担当部長として答えられないでしょう。人事権の問題がありますから。教育長は人事権を握っていますけれど、他の部門との関係があるからここはやはり副市長、どう考えるかですね、ひとつまあ、よろしく、まちづくり協議会、地域をよくするためにはそういう考えもあってしかるべきじゃないかと思えますけれど、どうでしょうか。

副市長

今のご指摘のとおり、一定の年齢でリタイアをしてもらっております。ただ、当然まちづくりは人づくりからということ、これはもう基本だろうというふうに思っておりますし、今大体高齢化に向けまして、職員もいろいろありましようし、これから一定の65歳という年齢でいいのかどうかというのは、もちろん職員の定年制の引き上げでもそういう議論が、知力体力がある人とそうでない人というのはありますが、こういう所は特に、これから自治基本条例ができる、新しいまちづくりに向けての第1版もできた。今後地区の協議会を通じて地域を活性化しようというときに、自動的に65歳、ただこれには一定のルールづくりが必要だろうというふうに思っておりますので、この場で即答は避けますけれども、言われる趣旨は十分わかっておりますので、何らかの形でやはりその地域のリーダーの方が変わられると地域の活動が衰退するということはこれまでも多々ありましたので、決してそういうことにならないように、ただそれが例外、例外、例外というのではなくて、やっぱり一定のルールというものを人事の方で検討するように考えていきたいというふうに思っております。

道祖委員

前向きなご答弁ありがとうございました。ぜひ、来年度からはそのようなシステムが入ることをお願いいたしまして質問を終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。今回報告をいたします5件の工事は、小中一貫校頼田校のグラウンド及び部室棟建設工事と片島、菰田小学校の給食調理室建設及びそれに付帯する専門工事でございます。

入札の執行状況につきましては、業者選考委員会において、飯塚市立小中一貫校頼田校（グラウンド大）建設工事につきましては、市内土木一式工事の 又は 等級に格付けされる要件を、片島小学校給食調理室建設工事及び菰田小学校給食調理室建設工事以上2件につきましては、建築一式工事の 等級に格付けされる要件を、飯塚市立小中一貫校頼田校（部室棟）建設工事につきましては市内建築一式工事の 等級に格付けされる要件等を、片島小学校給食調理室建設（給排水衛生設備）工事につきましては市内管（水道）A業者である要件をそれぞれ決定し入札を執行いたしました。

次に、入札結果についてご説明いたします。資料の1ページをお願いいたします。

飯塚市立小中一貫校頼田校（グラウンド大）建設工事につきましては、33者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5,015万2,200円、落札率84.70%で萩原建設が落札しております。なお、本件につきましては等級が 又は 等級とまたがる変動型最低制限価格方式により入札を執行いたしました。

次に、資料2ページをお願いいたします。片島小学校給食調理室建設工事につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1,443万50円、落札率90.00%で赤尾組が落札しております。

次に、資料3ページをお願いいたします。菰田小学校給食調理室建設工事につきましては、5者による入札を執行いたしました。その結果、落札額1億1,235万円、落札率93.19%で山下工務店が落札しております。

次に、資料4ページをお願いいたします。飯塚市立小中一貫校頼田校（部室棟）建設工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額4,754万1,900円、落札率84.99%で大村建設が落札しております。

次に、資料5ページをお願いいたします。片島小学校給食調理室建設（給排水衛生設備）工事につきましては、12者による入札を執行いたしました。その結果、落札額6,589万8,000円、落札率94.99%で山野住設が落札しております。

以上簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

今回のこの6件は最低価格でくじ引きということではなかったというふうに理解していいですかね。

契約課長

すべてにおいてくじ引きではございません。

道祖委員

9月25日に建築関係で2件ですか、25日で建築関係2件ですね。最後の5ページは設備ですから、2件入札がっておりますね、25日に。私の勘違いかもわかりませんが、この日に何件か入札案内があって、入札があったんじゃないかと思うんですが、この日が、この後確か3件くらい入札があったというふうに、当然公募しますからね、ご案内しますから、それであったというふうに記憶しておるんですけれど、今回はそれが載ってこないような気がするんですけれど。私が言っていることは勘違いでしょうか、どうでしょうか。

契約課長

今、委員が言われますように、当日9月25日、飯塚市立小中一貫校頼田校プール建設工事の1件がございました。それを含めて3件でございます。

道祖委員

すべてで3件だったということですね。私、ちょっとうる覚えでものを言っているんで、若干自分の記憶があわなかったの、えっと思ったんですけれど。25日、頼田小中一貫校のプール建設の入札があったということなんですけれど、その入札の結果が出てきていませんけれど、これはどういうことなのか。入札は実施されたんですか、取りやめになったんですか。

契約課長

先に報告させていただきました片島小学校、菰田小学校の給食調理室と同時、同日に入札を執行しておりますが、参加する業者すべてが予定価格での落札ということになりまして、入札を保留し、結果的には入札を中止いたしております。

道祖委員

入札は実施されたけれど、入札に参加した業者が100%で入れたということですね。予定価格どおりだったと。だったら、くじ引きで決めるとかいう話になるんじゃないんですか。だから中止というのはどういう意味なのかよくわかんないのですが。

契約課長

委員が言われますように、これは今年の7月でございますが、給食調理室におきまして全者が予定価格で入れるということがございました。それに基づきまして、談合情報等マニュアルというのがありますが、マニュアルを整備いたしまして、その中で談合情報がなくても不自然の入札等がございましたら入札を保留する、調査するというような内容に改めましたので、今回入札が100%で全者ということがございましたために、入札を保留し、その後に調査委員会等にかかまして入札を最終的には調査委員会で中止いたしたものでございます。

契約課長

談合があったんですか。ちょっとよくわかんないんですけれど、100%で落ちたものが談合情報が以前あったから、けれど情報があつたとしてもですよ、去年の7月ですか。談合はなかったと言ったじゃないですか。そのまま仕事をだしているじゃないですか。今回は中止になったのは談合があったんですか。調査委員会の中で、調べたら。

契約課長

先ほど申しましたように、事情聴取を行った結果、談合等の内容についてはございませんでした。

道祖委員

談合がなかったら、どなたかがするんでしょう。どなたかが仕事をしてもらわないと工期の問題やらがあつて困るでしょう。不審を抱いたということで、入札を中止にしたら、この3者はなんらかの疑いがある。けれど談合はなかったと。しかし、しかしですよ。ペナルティを科せとはいいませんけれど、なにかペナルティの対象になるような実態があったんですか。

契約課長

この事情聴取を行いましてその中身につきましては、その事情聴取をする中で本件については、その事情聴取時にもかかわらず、辞退したいと、全者が落札する意思がなかったというこ

とが確認できましたので、今回入札が不調になるという可能性が多くございましたことから、このような同額での不自然な入札を成立させることはできないとの判断をもちまして、中止をさせていただきます。

委員長

道祖委員、あんまり深くは。

道祖委員

これはね、なんでこんなこと言うかといったらですね、前回の委員会でしたか、学校関連のやつでいろいろなんで同時期に出すんだということを言いましたね。それと同じなんですよ。入札のあり方がね、やっぱり報告事項だから、委員長は深く突っ込むなと言っていますけれど、あえて委員長に逆らうような形になりますけれど、言わせていただきますけれどね。おかしいんじゃないんですか、答弁で言われるとね。100%で入れたら問題だということになれば、皆さんが積算している数値がどうなんだということなんです。あなたの答弁では3者が調査をしているときに辞退すると。なんで辞退するかというのは、前回も言いました。学校が何本も出して、ずっと残って行って積算しなくてはいけないんだよと業者さんは。今回だって積算した中で、高く入れていたはずだと思いますよ。同じメンバーだろうと思いますよ、恐らく。そうでしょう。そして結果は安いところが、競争入札ですから落札している。最後のやつは、積算した結果100%でも儲からないと、民間企業は利益追求なんです。100%で入れても儲からないと思ったら、みんながとるんだったら人に譲るということだってあるでしょう。だからそこで、くじ引きにすれば問題ないんだと思いますよ。だけど、今度みたいなことをやりおったらですね、業界はやはり東北の震災復興の関係で資材も上がっているし、人も足りないというような現状の中で、やっぱり厳しいものがあるということは地元の業者さんも言っていますし、報道でもそういうふうにありますよ。その中で、まじめに入札した結果、入札しなかったら逆にペナルティでしょう、これ。先に辞退したら。もう採算がはいませんから、指名を外して下さいと言ったら、これはペナルティでしょう。そこをしないために積算した結果100%でいきますと100%で入れた。そしたらそれは、おかしい。これはおかしいんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 56

再開 12 : 00

委員長

委員会を再開いたします。

道祖委員

マニュアルどおりやっただと、それは確かに談合防止のためのマニュアルを作っているからその通りやったんでしょう。それはそれで結構ですけど。ただこういうマニュアルに従っていてもおかしいものが出てきたということは、またマニュアルの見直しをやっぱりしていかなきゃいけないということです。それと、談合情報がなかった、談合していない。ただ地元の人がしたくないから断りますと言ったら、あなたたちはおかしいから中止したというような答弁だったと思いますけれど。しかしやっぱりね、あなた方はプールを設計して工期を決めているわけですから、やはり目的があって仕事を出しているわけでしょう。だったらそれは、やはり目的どおりに成し遂げるためにはどうするかということは考えていかなければならないと私は思います。また、あなた方は指名した業者さんが、これは地元の業者ですよ、市外の業者ではないわけですよ。そういうことを考えればですね、工期とそしてその仕事というもののあり方を考えたらですね、やはりこれは再三言いますけれど、マニュアルの見直しをやっていただきますようお願いしまして、今後私のようなところでこういう話がないように、よろし

くお願いいたします。

岡部委員

今、同僚議員の方から出た話も結局最終的にはね、執行部から示された数字というのが、今の社会状況にあっていないという現実があるからこういった問題が起きたと。これはもう皆さんも知っているとおりなんですよ。それをどうするかという問題が、今言う事件が起こるためにマニュアルをつくらうという話を持っていったって、これは解決するわけでも何でもないので。これは副市長、入札価格を決定をする、設計業者あたりから出された数字が地域の現状にあっているか、またその数字で地域のおりてきたときに、今度は地域の経済環境が潤って、税収としてまたバックしてくるか、そういった問題を勘案したなかで、数字を決めるときに、私が長いことこれは各担当部署に行ってきたんですけど、今コンサルやら設計業者が出された数字が適正かどうか、今の時代にあっているかどうかということ判断をできるものが今庁舎の中にはないと思う。だからあなた方も今度の職員募集の中でも、中途でもいいからそういう経験者を入れろうという努力をされていることを認めます。ただし、今の時代には間に合わんと。極端に言えばちょっと外れますけれど、庁舎建設なんて大型物件もまた出てくるわけよ。このときに数字を読み間違えたとかとんでもない結果になる。そのためにも、やはり外部の人間を入れてでもして、出された数字が果たして今地域社会のニーズにあっているのかどうか、現状が正しいのかということをチェックする必要があると思う。これをしないからあなたの勝手につまんでやったんだろうとか、あるいは予備費だけたくさん残せばいい成果ができるんだろうとかそういうふうな問題が出てくるんじゃないかというふうに私は危惧をしていますのでね、ぜひそのところもこの際だから考えていただきたいと言います。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして市民文教委員会を閉会いたします。